

製材工場の施設改良等機能強化事業費補助金交付要綱

令和2年4月14日付け林第87号

(趣旨)

第1条 製材工場の施設改良等機能強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付にあたっては、補助金等交付規則（昭和32年5月31日付け島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「製材業者」とは、県内で県産材を製材・加工する製材業者をいう。
- (2) 「木材製品の増産に必要な機械」とは、製材機及び製材機に附帯する機械とする。
- (3) 「高品質・高付加価値化施設」とは、高品質製品の生産に必要な機械及び高付加価値製品の生産に必要な機械を指し、次のものとする。
 - ・高品質製品の生産に必要な機械
木材乾燥施設等
 - ・高付加価値製品の生産に必要な機械
仕上げ加工機（モルダー、かんな盤等）、防虫・防腐加工施設等

(補助金交付の目的等)

第3条 規則第3条による、補助金交付の目的、補助金の額や補助率等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金交付の目的

製材工場間での分業・連携等グループ化を進め、既存製材工場の原木消費量を増加し、高品質・高付加価値化した県産木材製品を県内外へ出荷する体制を強化することを目的とする。

(2) 事業の内容

既存製材工場の原木消費量の増加及び高品質・高付加価値製品の生産拡大につながる施設整備や、JAS認定の取得にかかる経費を支援する。

(3) 補助対象経費及び補助率は、別表1に定めるところによる。

(4) 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業実施主体は、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費

税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の変更承認申請）

第 5 条 規則第 9 条第 1 項の規定により、知事の承認を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表 1 の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更については、この限りではない。

（実績報告書の提出）

第 6 条 事業実施主体は、補助金交付決定に係る年度の事業が完了したときは、規則第 10 条の規定により、実績報告書（様式第 3 号）を、当該補助事業の完了日から起算して 1 か月を経過した日、又は補助金交付決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（概算払）

第 7 条 事業実施主体が補助事業を当該年度内に完成する場合において、その完成を確実にするため概算払の請求をする場合は、概算払請求書（様式第 4 号）を提出するものとする。

（書類の提出）

第 8 条 この要綱に基づき、事業実施主体が知事に提出する書類は、施行地を所管する隠岐支庁、農林振興センター、同センター地域事務所を経由して提出するものとする。

（財産の処分の制限）

第 9 条 規則第 13 条第 1 項第 4 条の規定に基づき知事が規定する財産は、すべての機械・施設等とする。

2 規則第 13 条第 2 項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定）

第 10 条 知事は、第 4 条第 2 項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金

の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存）

第11条 事業実施主体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業完了の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

附則 この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

別表1 (第3条関係)

事業区分	補助対象経費	事業実施主体	補助率 (上限額)	交付先	重要な変更
木材製品の増産に必要な機械・高品質・高付加価値化施設の導入等支援	木材製品の増産に必要な機械・高品質・高付加価値化施設の導入等にかかる経費	製材業者	補助対象経費の 1/3 以内 (ただし、補助金の上限は1事業実施主体あたり6,000千円とする)	事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体ごとの補助金額の3割を超える増減 ・事業内容の変更
施設改良・改修等支援	施設改良・改修等にかかる経費		補助対象経費の 1/3 以内 (ただし、補助金の上限は1事業実施主体あたり1,500千円とする)		
JAS 認定取得支援	JAS 取得に必要な検査料、認定手数料、認定に必要な講習会の受講に要する経費等		補助対象経費の 1/2 以内		

様式第1号

番 号
令 和 年 月 日

島根県知事

様

(申請者)

住 所

事業主体名

代表者職氏名

印

製材工場の施設改良等機能強化事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり製材工場の施設改良等機能強化事業を実施したいので、補助金 円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業実施計画

別記様式 のとおり

3 事業の内容及び経費の配分

事業区分	数量	事業費(円)	経費の配分		備考
			補助金(円)	その他(円)	
	式				
	合計				

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

収入の部	予算額(円)		備考	
	補助金(円)	その他(円)		
	0			
支出の部	予算額(円)	算出根拠		備考
		別記様式1 実施計画書による		

島根県知事

様

(申請者)

住 所

事業主体名

代表者職氏名

印

製材工場の施設改良等機能強化事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更実施計画

別記様式 のとおり

3 事業の内容及び経費の配分

事業区分	数量	事業費(円)	経費の配分		備考
			補助金(円)	その他(円)	
	式				
合計					

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

収入の部	予算額(円)	補助金(円)	その他(円)	備考
支出の部	予算額(円)	算出根拠		備考
		別記様式 変更実施計画書による		

注) 1 補助金の額が増額する場合は、本文中の「下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること
 2 変更内容を比較対照できるように、様式中の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること

島根県知事

様

(申請者)
住所
事業主体名
代表者職氏名

印

製材工場の施設改良等機能強化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり実績を報告します。

なお、併せて補助金額 円を請求します。

記

1 事業実績

事業項目	数量	事業費(円)	経費の配分		備考
			補助金(円)	その他(円)	
	式				別記様式 実績書による
	合計				

2 事業完了年月日

令和 年 月 日

3 収支精算

収入の部	予算額(円)			精算額(円)	差引増減額(円)	備考
	補助金(円)	その他(円)				
	0					
支出の部	予算額(円)	精算額(円)	差引増減額(円)	算出根拠		備考
				別紙様式 実績書による		

島根県知事

様

(申請者)
住所
事業主体名
代表者職氏名

印

令和 年度製材工場の施設改良等機能強化事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金交付規則第11条に基づく確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。